

官報

号外 平成十一年七月十二日

○第百四十五回 参議院会議録第三十五号

平成十一年七月十二日(月曜日)
午後一時三十一分開議

○議事日程 第三十五号
平成十一年七月十二日
午後一時三十分開議

第一 國務大臣の演説に関する件
第二 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、常任委員長辞任の件
- 一、常任委員長長の選挙
- 一、日程第一及び第二
- 一、食料・農業・農村基本政策に関する決議案(三浦一水君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

予算委員長倉田寛之君から委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

平成十一年七月十二日 参議院会議録第三十五号

○議長(斎藤十朗君) この際、欠員となりました予算委員長長の選挙を行います。つきましては、予算委員長長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、予算委員長に竹山裕君を指名いたします。
〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 國務大臣の演説に関する件

大蔵大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。宮澤大蔵大臣。
〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 今般、平成十一年度補正予算を提出し、御審議をお願いするに当たり、その大要について御説明申し上げます。まず、最近の経済情勢と、さきに決定されました緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について申し上げます。

我が国経済は、個人消費及び設備投資が低調に推移し、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。平成十一年度補正予算及び平成十一年度予算の着実な執行、信用保証制度の拡充、金融システム安定化策の進展など、各般

の政策の下支え効果があらわれてきており、本年一―三ヶ月の経済成長率が一年半ぶりにプラスになるなど、明るい動きも見られるところでございます。これらの動きを力強いものとし、雇用不安の払拭を図るとともに、我が国経済の再生に結びつけるため、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を決定いたしました。

政府としては、厳しい現下の雇用情勢への対応は喫緊の最重要課題であるとの認識のもと、これまでも雇用活性化総合プランを策定し、合計一兆円規模の施策を実施してまいりましたが、このたび、これをさらに拡充、推進するため、緊急雇用対策として、七十万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の増大策を実施するほか、就職支援施策の対象を十万人拡充し、再就職促進の取り組みをより確実なものとするなどいたしております。さらに、雇用・就業機会の一層の増大等に向けて、規制の見直し、新規開業支援、緊急少子化対策等について取り組むこととしております。

また、産業競争力強化対策につきましては、新規・成長産業の振興、未来産業の創造に向けた新規技術開発の活性化、創造的な中小企業・ベンチャー企業との振興など、我が国経済の中核を担う生産性の高い産業分野の創出を図るとともに、当面の課題である事業再構築のため、企業の自助努力を前提としつつ、その環境整備を進めることにより、経済の供給面の体質強化を図ることとしております。

なお、産業競争力強化対策を具体化するため、別途、今国会に産業活力再生特別措置法案(仮称)の提出が予定されておりますが、これに係る税制について必要な措置を講ずることとしております。次に、今般提出いたしました平成十一年度補正予算について御説明申し上げます。

出面において、緊急雇用対策費として五千九百八十八億円を追加計上しております。具体的には、新規・成長十五分野を中心に雇用創出の推進を図るために必要な経費として新規・成長分野雇用創出推進事業費九百億円、中高年非自発的離職者の就職の促進等に必要経費として中高年求職者再就職推進等事業費百八十二億円、国・地方公共団体において臨時応急の措置として雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として緊急雇用・就業機会創出特別対策事業費二千四百七十七億円、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として少子化対策臨時交付金等二千三百億円、高齢失業者に対する新たな臨時的・短期的就業機会の開拓・提供等に必要経費として高齢者就業支援等対策費四十一億円及び人材の就業能力の向上のために必要な経費として人材資源活性化事業費二十五億円であります。また、これに関連して、歳入面においても、その他収入を三十九億円減額しております。

これらの財源につきましては、平成十年度の決算上の純剰余金の二分の一の範囲内で三千七百三十七億円を計上するとともに、予備費を千五百億円取り崩すことにより、公債の増発によらず、所要額を確保いたしました。

これらの結果、平成十一年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対して歳入歳入とも三千六百九十八億円増加し、八十二兆二千二百九十九億円となります。

特別会計予算につきましては、労働保険特別会計において失業なき労働移動支援の強化等を図るための補正を行うほか、印刷局特別会計において所要の補正を行うこととしております。以上、平成十一年度補正予算の大要について御説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) ただいまの演説に対する質

平成十一年七月十二日 参議院会議録第三十五号 常任委員長辞任の件 常任委員長長の選挙 國務大臣の演説に関する件

平成十一年七月十二日 参議院會議録第三十五号

食料・農業・農村基本法案 議事日程追加の件

食料・農業・農村基本政策に関する決議案

疑は次会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野間起君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野間起君登壇、拍手〕
○野間起君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和三十六年に制定された農業基本法にかわる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであります。

なお、衆議院におきましては、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行われなければならないとする等の修正が行われております。

委員会におきましては、小淵内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、公聴会のほか、仙台市及び福岡市においていわゆる地方公聴会を開会いたしました。

質疑の主な内容は、農業基本法下における農政の展開と評価、前文の位置づけ、次期WTO農業交渉への基本的な考え方、食料・農業・農村基本

計画の具体的内容、食料自給率の向上、世界の食料供給と食料安全保障の確立、安全で良質な食料の安定供給、優良農地の確保と株式会社農地の取得に対する考え方、担い手の育成と確保の重要性、市場原理の導入と農業経営の安定方策、農業・農村の有する多面的機能の発揮、農村地域の振興策、中山間地域等に対する直接支払いのあり方、予算の確保問題等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、日本共産党を代表して大沢委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤理事より原案に反対、修正案に賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十二
賛成 二百九
反対 二十三
よって、本案は可決されました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたしました三浦一水君外六名決議に係る食料・農業・農村基本政策に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。三浦一水君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔三浦一水君登壇、拍手〕
○三浦一水君 たいま議題となりました自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党、護憲連合及び自由党の各党派共同提案に係る食料・農業・農村基本政策に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
食料・農業・農村基本政策に関する決議案
近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展等に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、多面的機能の低下等が懸念されるに至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で良質な食料の安定供給、農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である。

また、農地及び担い手を確保するとともに、農業経営・生活環境の整備を促進し、農業の維持拡大を可能とする所得・経営安定対策を講ず

ること等によって、農業者が自信と誇りをもって農業を展開できる、活力にあふれた住みよい農村を創造し、その求心力を回復しなければならぬ。

さらに、次期WTO農業交渉においては、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立すべく、毅然とした取組が必要である。

よって政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。

右決議する。
以上であります。

今日、人類は、二十一世紀における人口爆発と経済成長に伴う食生活の変化を背景として、食料需要が大幅に増加すると予測されるも、その供給制約要因となる資源の有限性や環境問題の深刻化という課題に直面しているものであります。

このような中で、世界最大の農産物純輸入国である我が国は、食料安全保障体制を確実なものとする一方、過般の世界食料サミットの理念に沿って、国の内外において積極的な役割を果たす責務を有しているものであります。

しかしながら、膨大な食料ロスを伴った飽食の陰で、我が国の農業及び農村は、食料生産の基盤となる農地面積の減少、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、農家数の減少、担い手不足等が依然として深刻な状況にあり、集落が崩壊する事態をも招いているのであります。

また、国際化の進展と、このような農業構造の脆弱化によって、我が国の食料自給率は主要先進諸国中最低の水準にまで落ち込み、七割を超す国民が将来の食料安定供給に不安を持ち、国土保全等の多面的機能の低下も懸念されているのであります。

本決議案は、二十一世紀を展望し、このような

事態に適切に対処するため、万全の措置を政府に
求めるものであります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。
何とぞ、皆様の御賛同を賜りますように心より
お願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し
願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十二
賛成 二百三十二

反対

よって、本決議案は全会一致をもって可決され
ました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの決議に対し、農
林水産大臣から発言を求められました。中川農林
水産大臣。

(国務大臣中川昭一君登壇、拍手)

○国務大臣(中川昭一君) ただいまは食料・農
業・農村基本法を御可決いただきました、ありが
とうございます。

また、この御決議に対しまして所信を述べさせ
ていただきます。

ただいまの御決議の趣旨を十分体しまして、遺
憾のないように万全を尽くして対処してまいりた
いと思っております。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたし

午後一時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 齋藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

- | | |
|---------|--------|
| 弘友 和夫君 | 魚住裕一郎君 |
| 鶴保 庸介君 | 世耕 弘成君 |
| 岩本 莊太郎君 | 渡辺 孝男君 |
| 福本 潤一君 | 入澤 肇君 |
| 岩瀬 良三君 | 木村 仁君 |
| 山崎 力君 | 山本 保君 |
| 沢 たまき君 | 大森 礼子君 |
| 阿曾田 清君 | 亀井 郁夫君 |
| 水野 誠一君 | 加藤 修一君 |
| 高野 博師君 | 松 あきら君 |
| 益田 洋介君 | 高橋 令則君 |
| 月原 茂皓君 | 奥村 展三君 |
| 曾川 健二君 | 海野 義孝君 |
| 但馬 久美君 | 山下 栄一君 |
| 荒木 清寛君 | 平野 貞夫君 |
| 戸田 邦司君 | 松岡満壽男君 |
| 堂本 暁子君 | 日笠 勝之君 |
| 風間 昶君 | 木庭健太郎君 |
| 森本 晃司君 | 田村 秀昭君 |
| 泉 信也君 | 椎名 素夫君 |
| 田名部匡省君 | 浜田卓二郎君 |
| 統 訓弘君 | 浜四津敏子君 |
| 白浜 一良君 | 鶴岡 洋君 |
| 渡辺 秀央君 | 星野 朋市君 |
| 扇 千景君 | 脇 雅史君 |
| 北岡 秀二君 | 中島 眞人君 |
| 岸 宏一君 | 久野 恒一君 |
| 佐藤 昭郎君 | 斉藤 滋宣君 |
| 中川 義雄君 | 加納 時男君 |
| 岩城 光英君 | 阿南 一成君 |

- | | |
|--------|---------|
| 岩永 浩美君 | 鈴木 政二君 |
| 国井 正幸君 | 田村 公平君 |
| 常田 享詳君 | 山本 一太郎君 |
| 長峯 基君 | 岩井 國臣君 |
| 上野 公成君 | 末広まきこ君 |
| 釜本 邦茂君 | 景山俊太郎君 |
| 海老原義彦君 | 依田 智治君 |
| 溝手 顕正君 | 佐藤 泰三君 |
| 西田 吉宏君 | 鎌田 要人君 |
| 須藤良太郎君 | 田中 直紀君 |
| 若林 正俊君 | 成瀬 守重君 |
| 石渡 清元君 | 岡野 裕君 |
| 上杉 光弘君 | 有馬 朗人君 |
| 真鍋 賢二君 | 陣内 孝雄君 |
| 井上 吉夫君 | 尾辻 秀久君 |
| 吉川 芳男君 | 坂野 重信君 |
| 中曾根弘文君 | 青木 幹雄君 |
| 龜谷 博昭君 | 保坂 三蔵君 |
| 小山 孝雄君 | 阿部 正俊君 |
| 谷川 秀善君 | 仲道 俊哉君 |
| 日出 英輔君 | 森田 次夫君 |
| 森山 裕君 | 山内 俊夫君 |
| 三浦 一水君 | 水島 裕君 |
| 大野つや子君 | 中原 爽君 |
| 平田 耕一君 | 林 芳正君 |
| 金田 勝年君 | 松村 龍二君 |
| 鈴木 正孝君 | 塩崎 恭久君 |
| 橋本 聖子君 | 長谷川道郎君 |
| 馳 浩君 | 畑 恵君 |
| 大島 慶久君 | 岡 利定君 |
| 太田 豊秋君 | 加藤 紀文君 |
| 吉村剛太郎君 | 山崎 正昭君 |
| 矢野 哲朗君 | 服部三男雄君 |
| 片山虎之助君 | 鴻池 祥肇君 |
| 松谷倉一郎君 | 清水嘉子君 |
| 狩野 安君 | 野間 赴君 |
| 南野知恵子君 | 井上 裕君 |
| 村上 正邦君 | 石井 道子君 |

- | | |
|--------|---------|
| 竹山 裕君 | 野沢 大三君 |
| 久世 公堯君 | 鹿熊 安正君 |
| 中村 敦夫君 | 木俣 佳丈君 |
| 浅尾慶一郎君 | 内藤 正光君 |
| 福山 哲郎君 | 櫻井 充君 |
| 郡司 彰君 | 佐藤 雄平君 |
| 小宮山洋子君 | 谷林 正昭君 |
| 小川 敏夫君 | 藤井 俊男君 |
| 高嶋 良充君 | 松崎 俊久君 |
| 齋藤 勲君 | 平田 健二君 |
| 朝日 俊弘君 | 和田 洋子君 |
| 前川 忠夫君 | 伊藤 基隆君 |
| 小山 峰男君 | 小林 元君 |
| 石田 美栄君 | 直嶋 正行君 |
| 峰崎 直樹君 | 江本 孟紀君 |
| 堀 利和君 | 今井 澄君 |
| 長谷川 清君 | 川橋 幸子君 |
| 佐藤 泰介君 | 奥石 東君 |
| 寺崎 昭久君 | 今泉 昭君 |
| 薬科 満治君 | 岡崎トミ子君 |
| 笹野 貞子君 | 松田 岩夫君 |
| 山下八洲夫君 | 江田 五月君 |
| 千葉 景子君 | 北澤 俊美君 |
| 角田 義一君 | 足立 良平君 |
| 本岡 昭次君 | 吉田 之久君 |
| 西川きよし君 | 小池 晃君 |
| 宮本 岳志君 | 福島 瑞穂君 |
| 海野 徹君 | 鳥袋 宗康君 |
| 畑野 君枝君 | 小泉 親司君 |
| 照屋 寛徳君 | 小川 勝也君 |
| 石井 一二君 | 八田ひろ子君 |
| 富樫 練三君 | 日下部徳代子君 |
| 谷本 勲君 | 円より子君 |
| 佐藤 道夫君 | 大沢 辰美君 |
| 井上 美代君 | 阿部 幸代君 |
| 須藤美也子君 | 清水 澄子君 |
| 三重野栄子君 | 柳田 稔君 |
| 築瀬 進君 | 岩佐 恵美君 |

林 紀子君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	大湖 絹子君
竹村 泰子君	勝木 健司君
池田 幹幸君	笠井 亮君
吉川 春子君	山下 芳生君
淵上 貞雄君	山本 正和君
松前 達郎君	広中和歌子君
吉岡 吉典君	市田 忠義君
筆坂 秀世君	橋本 敦君
立木 洋君	田 英夫君
村沢 牧君	梶原 敬義君

内閣総理大臣	小淵 恵三君
法務大臣	陣内 孝雄君
外務大臣	高村 正彦君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	有馬 朗人君
科学技術庁長官	宮下 創平君
厚生大臣	中川 昭一君
農林水産大臣	与謝野 馨君
通商産業大臣	川崎 二郎君
運輸大臣	野田 聖子君
建設大臣	甘利 明君
国務大臣	関谷 勝嗣君
国土庁長官	野田 毅君
自治大臣	野田 毅君
国家公安委員長	野田 毅君
国家公安委員長	野田 毅君
内閣官房長官	野中 広務君
沖繩開発庁長官	野中 広務君
国務大臣	柳沢 伯夫君
金融再生委員会委員長	柳沢 伯夫君

議員派遣中の議員

総務大臣	太田 誠一君
防衛庁長官	野呂田芳成君
経済企画庁長官	塚屋 太一君
環境庁長官	真鍋 賢二君
市川 一朗君	

議長の報告事項

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働・社会政策委員

国土・環境委員

田村 公平君 補欠 上杉 光弘君

予算委員

上杉 光弘君 補欠 田村 公平君

議院運営委員

柳田 稔君 補欠 篠瀬 進君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

林 紀子君 補欠 畑野 君枝君

同日委員において選任した理事は次のとおりである。

地方行政・警察委員会

理事 岡 利定君 (釜本邦茂君の補欠)

同日議員三浦一水君外六名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

食料・農業・農村基本政策に関する決議案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第四号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案

内閣法の一部を改正する法律案

内閣府設置法案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

総務省設置法案

郵政事業庁設置法案

法務省設置法案

外務省設置法案

財務省設置法案

文部科学省設置法案

厚生労働省設置法案

農林水産省設置法案

経済産業省設置法案

国土交通省設置法案

環境省設置法案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十一年梅雨前線豪雨による被害

の表情調査

一、派遣委員

海野 義孝 長谷川道郎

本岡 昭次 但馬 久美

亀井 郁夫 田村 公平

溝手 顕正 柳田 稔

大沢 辰美 大湖 絹子

鶴保 庸介 菅川 健二

一、派遣地 広島県

一、期間 七月十四日 一日間

一、費用 概算七五八、四〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十一年七月八日

災害対策特別委員長 海野 義孝

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出脳外傷者の救済策の確立等に関する質問(答弁することができず)

限 八月十一日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

内閣法の一部を改正する法律

内閣府設置法

国家行政組織法の一部を改正する法律

総務省設置法

郵政事業庁設置法

法務省設置法

外務省設置法

財務省設置法

文部科学省設置法

厚生労働省設置法

農林水産省設置法

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十一年梅雨前線豪雨による被害

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十一年梅雨前線豪雨による被害

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十一年梅雨前線豪雨による被害

経済産業省設置法
国土交通省設置法
環境省設置法

中央官庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律
独立行政法人通則法
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
官職名 氏名 官職名 年月日

大蔵大臣 溝口善兵衛 大蔵省副大臣 同
大蔵大臣 武藤敏郎 大蔵省主計局長 同
大蔵大臣 津田廣喜 大蔵省主計局長 同
大蔵大臣 浦井洋治 (退職) 同
大蔵大臣 坂篤郎 大蔵省主計局長 同
大蔵大臣 伏屋和彦 大蔵省主計局長 同
大蔵大臣 黒田東彦 大蔵省主計局長 同
大蔵大臣 森田好則 大蔵省主計局長 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁長官官房長 坂 篤郎君
外務省経済協力局長 大島 賢三君
大蔵大臣官房長 林 正和君
大蔵大臣官房審議官 原口 恒和君
大蔵省主計局長 牧野 治郎君
大蔵省主計局次長 武藤 敏郎君
大蔵省金融企画局長 福田 誠君
大蔵省国際局長 溝口善兵衛君
国税庁課税部長 河上 信彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官房長坂篤郎君外九名(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
行財政改革・税制等に関する特別委員
辞任 日 出 英輔君 補欠 水 島 裕君
宮本 岳志君 吉川 春子君
金融問題及び経済活性化に関する特別委員
辞任 緒方 靖夫君 補欠 宮本 岳志君

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 竹内 春久君
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理
外務省アジア局長事務代理 安藤 裕康君
外務省経済協力局長事務代理 近藤 誠一君
外務省経済協力局長事務代理 荒木喜代志君

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理竹内春久君外二名(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書
食料・農業・農村基本法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十一年七月八日
農林水産委員長 野間 勉
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律案のため、特に費用を要しない。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

食料・農業・農村基本法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年六月三日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

食料・農業・農村基本法案
食料・農業・農村基本法案
食料・農業・農村基本法案

目次
第一章 総則(第一条―第十四条)
第二章 基本的施策
第一節 食料・農業・農村基本計画(第十五条)
第二節 食料の安定供給の確保に関する施策(第十六条―第二十条)
第三節 農業の持続的な発展に関する施策(第二十一条―第三十二条)
第四節 農村の振興に関する施策(第三十三条―第三十六条)

第三章 行政機関及び団体(第三十七条―第三十八条)
第四章 食料・農業・農村政策審議会(第三十九条―第四十三条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ると、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひびき、又はひびき迫るおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

(多面的機能の発揮)

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効果的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(水産業及び林業への配慮)

第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に即した施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(農業者等の努力)

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組みよう努めるものとする。

第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(消費者の役割)

第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」とい

う。)を定めなければならない。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
二 食料自給率の目標
三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、
○その向上を図ることを旨とし、
○国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、これを○国会に報告するとともに、遅滞なく、これを○公表しなければならない。

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の

改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)
第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出入に関する措置)
第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(不測時における食料安全保障)
第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)
第二十条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協

力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節 農業の持続的な発展に関する施策
(望ましい農業構造の確立)
第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、官農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)
第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)
第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産の基盤の整備)
第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることに資するため、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)
第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)
第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することとが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢農業者の活動の促進)
第二十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(農業生産組織の活動の促進)
第二十八条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)
第二十九条 国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進その他必要

な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)
第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)
第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)
第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地方の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)
第三十三条 国は、農業経営における農業資材の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農村の振興に関する施策
(農村の総合的な振興)
第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)
第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域そ

他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

(都市と農村の交流等)

第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団

体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第四十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第二項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議

会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業基本法の廃止)

第二条 農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際平成十一年における前条の規定による廃止前の農業基本法(以下「旧基本法」という。)第六条第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告が国会への提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧基本法第六条第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合は、この報告は、第十四条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

3 この法律の施行の際平成十一年における旧基本法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合は、同条の規定によりなお従前の例によるものとする。

第十四条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

(土地改良法の一部改正)

第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「農政審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第五条 甘味資源特別措置法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十三条第二項第一号中「第三条及び農業基本法第八条第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される」を削る。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第六条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業構造の改善」及び「農業構造の改善」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をい、「に」改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第二条第一項第三号の農業構造の改善及び」を削る。

食料・農業・農村基本政策に関する決議案
右の議案を決議する。
平成十一年七月八日

発議者

三浦 一水 岩水 浩美

和田 洋子 須藤美也子
谷本 巍 風間 昶
阿曾田 清

賛成者
岸 宏一 国井 正幸
佐藤 昭郎 中川 義雄
長峯 基 森下 博之
小川 敏夫 久保 亘
郡司 彰 木庭健太郎
大沢 辰美 村沢 牧
石井 一二 岩本 荘太
参議院議長 齋藤 十朗殿

食料・農業・農村基本政策に関する決議
近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、多面的機能の低下等が懸念されるに至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で良質な食料の安定供給、農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である。

また、農地及び担い手を確保するとともに、農業経営・生活環境の整備を促進し、農業の維持拡大を可能とする所得・経営安定対策を講ずること等によって、農業者が自信と誇りをもって農業を展開できる、活力にあふれた住みよい農村を創造し、その求心力を回復しなければならぬ。

さらに、次期WTO農業交渉においては、農業

の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立すべく、毅然とした取組が必要である。
よって政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。
右決議する。

投票者氏名
日程第二 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 亀谷 博昭君
木村 仁君 岸 宏一君

北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 谷川 秀善君
常田 享祥君 中川 義雄君
中島 真人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 平田 耕一君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 村上 正邦君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君

伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 久之君 和田 洋子君
薬科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
続 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君

日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大洲 絹子君
梶原 敬義君	日下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 魏君
照屋 寛徳君	田 英夫君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野 栄子君	村沢 牧君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健二君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

反对者氏名

一三名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君

富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

食料・農業・農村基本政策に関する決議案(二)浦
一水君外六名発議(委員会審査省略要求事件)

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石渡 清元君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君

清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢一君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君

勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
巽石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健一君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
藁科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	阿部 幸代君

井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 惠美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大淵 絹子君	梶原 敬義君
日下部橋代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
洲上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	阿曾田 清君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	岩本 荘太君
奥村 展三君	椎名 素夫君
菅川 健二君	田名部匡省君
堂本 暎子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	山崎 力君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君

反对者氏名

○名

第三十号中正誤

ベ少 段行 誤

正

九 三 終わり
三 超業家
起業家

官 報 (号 外)

平成十一年七月十二日 参議院會議録第三十五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五〇五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 一〇五円